

Q₁ 通知カードってなに？

A₁ あなたのマイナンバーをお知らせするものです

Q₂ 通知カードが届いたら何かする必要がある？

A₂ 特にすることはありません

通知カードはもう受け取りましたか？？

マイナンバー（個人番号）について、よくある質問と回答を紹介します。

●通知カード・個人番号カードについて：閑市民課^{②⁹}5039

●制度全般について：閑政策企画課^{②⁹}5013

マイナンバーを記載した通知カードを、昨年中に皆さんに簡易書留で送付しています。マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号です。

通知カードが届いてすぐにしなければならないことはありません。

ただし、マイナンバーは税や健康保険、手当などの行政手続きを行う際に必要となる重要な番号です。また一生使う番号ですので、通知カードは大切に保管してください。紛失などによる再交付には手数料500円が必要です。

Q₃ 個人番号カードと通知カードって同じもの？

A₃ 違います

通知カードは皆さんにお届けしていますが、個人番号カードは本人の申請（任意）により交付されるものです。個人番号カードには顔写真やICチップが付くため、身分証明書として利用できるほか、e-TAXの電子申請など、さまざまなサービスに利用できます。

Q₄

通知カードを受け取れなかった場合は？

受け取れなかった通知カードは、市役所本庁で3月末まで保管します。事前に連絡し、保管の有無を確認して受け取りに来てください。総合支所・支所での受け取りを希望する場合も連絡してください。

【受け取りに必要なもの】

●本人確認書類（右の表を参照）

【代理人が受け取る場合に必要なもの】

●本人の本人確認書類

●代理人の本人確認書類

●委任状（通知カードの受領に関する権限委任）

A₄

まず市民課に連絡をお願いします

○必要な本人確認書類

顔写真付きのもの1点、または、顔写真のないもの2点

【顔写真付きのもの】

官公署が発行・発給した写真、氏名、生年月日または住所が確認できるもの

例 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など

【顔写真のないもの】

官公署などが発行・発給した氏名、生年月日または住所が確認できるもの

例 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書など